

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2387号

平成24年7月20日金曜日 第2387号

	\Diamond	目	次	\Diamond	
		告	示		
大規模小売店舗の変	更の原	冨出の概要等	(81	件)	 647
地籍調査の成果の認					 651
土地改良事業の工事	の完	了			 652
同意の成立(漁獲共	済).				 652
漁業免許の内容等の	公示.				 652
都市計画の変更に係	る図書	書の写しの縦	覧 (6件)	 653
土地区画整理事業の	換地類	见分			 654
土地改良区の定款変	更の記	忍可			 654
道路の供用開始(県	道森村	公重信線)			 654

建設業者の許可の取消し	654
公	告
農業振興地域の指定の一部改正	654
交通管制センター中央装置の借入	.n 655
公安委	員会告示
取消処分者講習に係る指定講習機	関の指定 655

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第923号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
ダイキナーサリー朝生田 店	松山市朝生田町540 - 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 髙橋 宰	平成24年 4月1日	平成24年 7月6日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名				
ダイキEX美沢	松山市美沢1丁目9 番33号	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名				
平田ショッピングセンタ -敷地 A	松山市平田町162番 地1 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名				
藤原ショッピングセンタ	松山市藤原二丁目 8 番 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名				
ダイキ北条店	松山市北条辻410番 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎 えひめ中央農業協同 組合 代表理事理事長 三好 功	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰 えひめ中央農業協同 組合 代表理事理事長 菅野 幸雄	平成24年 4月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の住所及び代表者 の氏名	ダイキ取得 (大表) (大表) (大表) (大表) (大表) (大表) (大表) (大表)	グイキ株式役 高標 空中央農業協同 記から 理事を を対した。 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第924号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届出年月日
ダイキ宇和島南店	宇和島市保田字宮ノ 段甲672番地 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 髙橋 宰	平成24年 4月1日	平成24年 7月6日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第925号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
ダイキone新居浜	新居浜市瀬戸町甲40 75	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 髙橋 宰	平成24年 4月1日	平成24年 7月6日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名				
西の土居ショッピングセ ンター	新居浜市西の土居町 1丁目153番地 外	大規模小売店舗の名称	(仮)西の土居ショ ッピングセンター	西の土居ショッピン グセンター		

大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 髙橋 宰		
大規模小売店舗において小売 業を行う者の住所及び代表者 の氏名	ダイキ株式会社 代表取 佐藤 佐式寺市大田 佐式寺市1765番地 代表取綱吉 代藤 剛吉	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 株式会社大屋 西条市東町275番地 3 代表取締役 伊藤 慎太郎	平成24年 4月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第926号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出日
ダイキ西条店	西条市朔日市796 - 1	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社クラレ 代表取締役 和久井 康明	株式会社クラレ 代表取締役 伊藤 文大	平成24年 4月1日 ほか	平成24年 7月6日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 髙橋 宰		
ダイキ東予店	西条市北条1594番地	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 髙橋 宰	平成24年 4月1日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第927号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の

日から4月間縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
ダイキ伊予店	伊予市下吾川1042番 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 髙橋 宰	平成24年 4月1日	平成24年 7月6日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第928号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
ダイキ宇和店	西予市宇和町卯之町 4丁目518 - 3 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 髙橋 宰	平成24年 4月1日	平成24年 7月6日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜 支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第929号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の

日から4月間縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
フジグラン重信・ダイキ E X重信	東温市野田三丁目 1 番13号 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 髙橋 宰	平成24年 4月1日	平成24年 7月6日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第930号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出年月日
ダイキ宮内店・スーパー 田中	伊予郡砥部町宮内10 31 - 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 髙橋 宰	平成24年 4月1日	平成24年 7月6日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名				
リバーサイドショッピン グセンター	伊予郡砥部町拾町20 番地 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第931号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第

19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
八幡浜市	日 土 町 6 番 耕 地・7 番耕地の 一部	平成22年度から 平成23年度まで	八幡浜市の 地籍図及び地籍簿
四国中央市	三島金子の一部	平成22年度から 平成23年度まで	四国中央市の 地籍図及び地籍簿
四国中央市	川之江町の20	平成22年度から 平成23年度まで	四国中央市の 地籍図及び地籍簿
四国中央市	土 居 町 上 野 (3)	平成22年度から 平成23年度まで	四国中央市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成24年7月20日

○愛媛県告示第932号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
は場整備事業	東宇和西部地区	平成24年 5 月17日

○愛媛県告示第933号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合する と認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

区域	X	分
南内海区域(愛南漁業協 同組合の地区のうち、旧 南内海漁業協同組合の地 区)	主として底びき網を使用	して営む漁業

○愛媛県告示第934号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、

区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件
 - (1) ア 免許番号 伊特区第21号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ・こんぶ 養殖業	10月 1 日から 翌 7 月31日まで

- (イ) 漁場の位置 松山市高浜町地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた 区域

- 基点 A 松山市高浜町松法1-3の基準点
 - B 松山市高浜町T4-141の基準点
 - 点 ア Aから324度44分65メートルの点
 - イ Aから326度29分24メートルの点
 - ウ Bから356度23分29メートルの点
 - エ Bから337度19分68メートルの点
- ウ 地元地区 松山市高浜町1丁目から6丁目、梅津寺、港 山町、松ノ木、石風呂町、新浜町
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- (2) ア 免許番号 伊特区第22号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 松山市高浜町地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた 区域

基点 松山市高浜町松法1-3の基準点

- 点 ア 基点から286度42分82メートルの点
 - イ 基点から259度39分55メートルの点
 - ウ 基点から326度29分24メートルの点
 - エ 基点から324度44分65メートルの点
- ウ 地元地区 松山市高浜町1丁目から6丁目、梅津寺、港 山町、松ノ木、石風呂町、新浜町
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (3) ア 免許番号 宇特区第394号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌4月30日まで

- (イ) 漁場の位置 西予市明浜町高山地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた 区域

- 基点 A 西予市明浜町高山小僧都国道電力電柱タカ ヤマ210
 - B 西予市明浜町高山小僧都国道電力電柱タカヤマ209
 - 点 ア Aから西予市明浜町宮野浦子持岩北角見通 し線最大低潮時海線10メートルの点

- イ Aから西予市明浜町宮野浦子持岩北角見通 し線170メートルの点
- ウ Bから西予市明浜町宮野浦1224番(旧造船 所)見通し線170メートルの点
- エ Bから西予市明浜町宮野浦1224番(旧造船 所)見通し線最大低潮時海岸線10メートルの 点
- ウ 地元地区 西予市明浜町
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 - (4) 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- (4) ア 免許番号 宇特区第395号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌4月30日まで

- (イ) 漁場の位置 西予市明浜町狩浜地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた 区域

- 基点 A 西予市明浜町狩浜越ノ浦護岸西角標識
 - B 西予市明浜町狩浜越ノ浦鼻から海岸西へ10 0メートルの標識
 - 点 ア Aから宇和島市吉田町ふくごん寺見通し線 100メートルの点
 - イ Aから宇和島市吉田町ふくごん寺見通し線 330メートルの点
 - ウ Bから宇和島市吉田町ふくごん寺見通し線 280メートルの点
 - エ Bから宇和島市吉田町ふくごん寺見通し線 50メートルの点
- ウ 地元地区 西予市明浜町
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 - (4) 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- (5) ア 免許番号 宇特区第396号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から 翌4月30日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市平浦地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市平浦1032番地の2新田前護岸の標

識

B 宇和島市平浦1034番地の2南西角の標識

- C 宇和島市平浦1047番地新田前護岸西角の標 識
- D 宇和島市平浦浮防波堤東側突端

点 ア Aから196度100メートルの点

- イ Cから198度180メートルの点
- ウ BからD見通し線とCから198度見通し線 との交点
- ウ 地元地区 宇和島市(津島町、吉田町、同三浦、旧宇和 海村地区を除く)
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 - (4) 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 免許予定日平成25年1月1日
- 3 申請期間

平成24年7月20日から10月31日まで

4 存続期間

平成25年1月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第935号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画臨港地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第936号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画伝統的建造物群保存地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第937号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第938号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. -

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第939号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画火葬場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第940号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画駐車場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

- 111. - 111 - 111. - 111 - 111. - 111.

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第941号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定に

より、新居浜市長佐々木龍から次のとおり換地処分した旨の届出が あった。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 土地区画整理事業の名称

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業

2 施行区域

新居浜市庄内町四丁目、五丁目、六丁目の各一部 新居浜市坂井町一丁目、二丁目の各一部

3 換地処分年月日平成24年6月26日

○愛媛県告示第942号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 松山市土居田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年7月20日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第943号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

	道路の種	重類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道 森松重信線		線	松山市森松町13							平成24年 7 月20日			

○愛媛県告示第944号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 23)第2900号	平成23年 6月30日	㈱トキワ電気	石川 英二	宇和島市寄松甲1153 - 1	平成24年 6月8日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 22)第3097号	平成22年 4月10日	東和建設術	三瀬 栄作	西予市野村町野村11 - 47 6	平成24年 6月7日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第13350号	平成23年 4月5日	(有)井上設備	井上 智久	八幡浜市日土町6 - 175	平成24年 6月21日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)

公 告

〇公 告

農業振興地域の指定(四国中央市)(平成16年8月27日付け公告)の一部を次のように改正する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

2を次のように改める。

2 区域

四国中央市のうち、次の図面の赤色で着色した部分(都市計画法(昭和43年法律第100号)の用途地域及び地区計画の区域、愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の県立自然公園の特別地域並びに農用地等として利用できない森林)を除いた区域

(図面省略)

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県東予地方局に備え置いて

縦覧に供する。

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年7月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

交通管制センター中央装置の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

交通管制センター中央装置一式 (ハードウェアー式、ソフトウェアー式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成25年3月1日から平成30年2月28日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部交通部交通規制課交通管制センター (第二庁舎内)

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に障害が発生した場合の迅速なメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係 〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2271

- (2) 入札書の受領期限
 - 平成24年9月4日(火)午前10時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成24年9月4日(火)午前10時00分 愛媛県警察本部 2階 第一会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない.

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成24年7月20日(金)から平成24年8月28日(火)午後5時15分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Traffic Control Center Main Controller , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a $\,\mathrm{m}$., 4 September , 2012
- (3) For further information, please contact: Department Road Safety Institution, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan TEL 089 934 0110 Ext 2271

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第3号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年7月20日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

名	称	住	所	代表氏	者の名	特定講習を行う 事務所の名称	特定講習を行う 事務所の所在地	特定講習 の 種 別	指 定日
株式会社西条ト スクール	・ライビング	西条市石田284	番地	中村	忠司	西条ドライビングスクール	一 西条市石田284番地	取消処分 者講習	平成24年 7月20日

平成24年 7 月20日 発行 656